

香川県個人防護具保管管理業務仕様書

1 業務の概要

受託者は高松市内の倉庫において、委託者が購入した物資の入庫作業、保管及びその付帯作業を行う事とし、その詳細については下記のとおりとする。

ただし、下記に記載している内容は現時点の見込みによるものであり、作業数量等を補償するものではないため留意すること。

2 保管数量等

(1) 外装箱

サイズは幅600mm×奥行750mm×高さ450mm程度とし、原則として1つの外装箱に複数の品目が混在しないように保管する。ただし、品目ごとに外装箱を分ける事で、保管に係る面積が増加する場合などは、この限りではない。

(2) パレット

サイズは幅1,100mm×奥行1,100mm程度とし、外装箱を直接床に積み上げて保管しないようにすること。

(3) 保管品目

- ① サージカルマスク
- ② N95マスク
- ③ アイソレーションガウン
- ④ フェイスシールド
- ⑤ 非滅菌手袋

(4) 保管数量

委託者が毎年10月1日に必要数量を追加購入し、受託者へ保管を依頼する事を想定しているため、年度毎に保管数量が増加する。なお、各年度の保管数量見込みは下記表のとおりとする。

令和7年度 概算坪数：24坪

保管品目	枚数	外装箱数	パレット数
①	90,400 枚	450 箱	22 個
②	3,000 枚	10 箱	1 個
③	7,200 枚	75 箱	4 個
④	3,900 枚	10 箱	1 個
⑤	137,700 枚	35 箱	2 個
合計		580 箱	30 個

令和8年度 概算坪数：48坪

保管品目	枚数	外装箱数	パレット数
①	180,800 枚	900 箱	45 個
②	6,000 枚	20 箱	1 個
③	14,400 枚	150 箱	8 個
④	7,800 枚	20 箱	1 個
⑤	275,400 枚	70 箱	4 個
合計		1,160 箱	59 個

令和9年度 概算坪数：72坪

保管品目	枚数	外装箱数	パレット数
①	271,200 枚	1,350 箱	68 個
②	9,000 枚	30 箱	2 個
③	21,600 枚	225 箱	12 個
④	11,700 枚	30 箱	2 個
⑤	413,100 枚	105 箱	5 個
合計		1,740 箱	89 個

令和10年度 概算坪数：93坪

保管品目	枚数	外装箱数	パレット数
①	361,300 枚	1,806 箱	90 個
②	12,000 枚	40 箱	2 個
③	28,500 枚	285 箱	15 個
④	15,600 枚	39 箱	2 個
⑤	550,700 枚	138 箱	7 個
合計		2,308 箱	116 個

※ なお、年度ごとの概算坪数については、例えば、ラック等を使用することで保管に必要な面積を減らすことができる場合、仕様書に記載の概算坪数を確保しなければならないものではない。

3 保管期間

令和8年3月1日から令和11年2月28日とする。

4 業務内容

(1) 保管業務

受託者は、委託者が購入した物資を確実に保管し、委託者の指示に基づき付帯作業を行うこと。なお、保管料等は1か月毎に委託者へ請求するものとし、履行期間に1か月未満の端数が生じたときは、その月の保管料は日割り計算によって算定（1円未満の端数を切り捨てる）するものとする。また、請求を行う際には、請求内容の内訳を確認できるように整理した書類を添付するものとする。

(2) 報告業務

受託者は、入庫した物資の数量及び保管期限を品目毎に管理し、保管倉庫の住所等も含めて記載した書類を委託者へ提出するものとする。

※善管注意義務

受託者は、本業務について善良な管理者の注意をもって行い、事故の防止に万全を期すとともに、自己の責任において適法かつ適切にこれにあたるものとし、業務履行中に保管物資に異常を発見したとき、又はその他の事故等が発生したときは、遅滞なく委託者に報告し、必要な措置を取らなければならない。

5 付帯作業の詳細

(1) 入庫作業

- ① 物資を受け入れた際には、目視で欠陥等がないか確認すること。
- ② 原則として1つの外装箱に複数の品目が混在しないように保管すること。ただ

し、品目ごとに外装箱を分ける事で、保管に係る面積が増加する場合などは、この限りではない。

③ 外装箱は、パレットの上に20個を目安として積み上げて保管すること。

④ 保管物資は、直射日光が当たらない場所に保管すること。

(2) 外装箱入替作業（令和8年度から実施）

① 保管物資の劣化を防ぐため、年に1回、追加物資の搬入に合わせて積み上げた外装箱の順番を入れ替える等して、保管に係るダメージが均一となるように作業を行うこと。

(3) 倉庫内巡視作業（令和8年度から実施）

① 保管物資の劣化を防ぐため、倉庫内を巡視して適切な管理を行うこと。

② 倉庫内の巡視は6月～8月に概ね週3回の計36回実施し、12月～1月に概ね週2回の計16回実施する。これを上回る巡視が必要な場合は、事前に委託者へ報告してその指示を仰ぐこととする。

③ 保管物資に何らかの影響で破損、汚損等が生じたことを確認した場合は、すみやかに委託者へ報告して必要な指示を仰ぐこと。

④ 保管場所については常温常湿度の範囲内とするが、湿度70%以上が測定され、保管物資にカビによる汚損害が発生する恐れのある場合には、必要に応じて送風機による空気の循環や除湿器による湿度低減措置を行うこと。

(4) 棚卸作業（期日管理を含む）

① 受託者は、年に1回、新しい物資を受け入れるタイミングで既存のものと併せて保管物資の個数を確認し、品目と期日が把握できるように整理した上で、委託者へ書面により報告を行うこと。

② 報告書の提出は電子メールにより行うものとする。

6 留意事項

(1) 物資の保管は、直射日光が当たらない場所で、直接床置きせず荷台（パレット等）を使用して保管すること。

(2) 必要に応じて保管物資の配送を依頼する可能性があるため、受託者は配送等の手配も可能な事業者であること。なお、保管物資の配送料等については、その必要が生じた際に別途協議を行い、定めるものとする。

(3) 委託者が購入した物資は、受託者が指定する香川県内の倉庫へ直接搬入するものとする。ただし、保管倉庫が複数に分かれる場合においても、搬入する倉庫は1カ所のみ指定とすること。

(4) 受託者は、物資が搬入された際、各品目の個包装ごとにダメージチェックを行い、外装箱に詰めて保管するものとする。

(5) 保管倉庫が複数箇所に分かれる場合において、倉庫間で物資の移動が必要となった場合は、受託者の負担によりこれを行うこととする。ただし、物資の移動が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、この限りでない。

(6) 本仕様書に定めのない事項については、別途協議の上、定めるものとする。